

学校法人 大阪信愛女学院 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪信愛女学院の理事長・理事・監事並びに評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は、俸給又は手当とする。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、別途俸給とし、理事会の定める額とする。

(常勤役員の退職金)

第4条 常勤役員の退職金は支給しない。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員の報酬は、俸給又は手当とし、俸給額はその都度理事会が定める。交通費は実費を支給する。

(非常勤役員の退職金)

第6条 非常勤役員の退職金は支給しない。

(評議員の報酬)

第7条 評議員の報酬は手当とし、理事会の定める額とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附則

1. この規程は、平成6年3月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成11年11月15日から施行する。
3. この改正規程は、平成14年12月10日から施行する。
4. この改正規程は、平成21年9月17日から施行する。

平成 29 年 7 月 27 日 理事会決定

大阪信愛女学院役員報酬額		
項 目	金 額	備 考
理事長俸給	100,000 円	月額
内部理事俸給 (理事長除く)	24,000 円	月額
外部理事手当	20,000 円	1 日
常勤監事俸給	100,000 円～200,000 円 (上限)	月額
非常勤監事俸給	50,000 円～100,000 円 (上限)	月額
内部評議員手当	3,000 円	1 日
外部評議員手当	10,000 円	1 日
交 通 費	いずれも実費相当額 (内部理事を除く)	

1. この報酬額は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。